署長　殿

生企発第648号
令和８年８月19日
10年保存（係）
本　　部　　長

猟銃安全指導委員運用上の留意事項について（通達乙）

猟銃安全指導委員（以下「委員」という。）の運用に当たっては、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）、猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）、高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第９号。以下「県規則」という。）及び「猟銃安全指導委員制度の運用について（通達甲）」（令和８年８月19日生企発第647号）に従うほか、「猟銃安全指導委員運用上の留意事項について（通達乙）」（平成28年３月25日生企発第320号。以下「旧通達」という。）により適正かつ効果的な運用を指示しているところ、猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則（令和７年国家公安委員会規則第15号）の施行に伴い、下記のとおり改めたので、事務処理上遺漏のないように取り扱われたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

１　猟銃安全指導委員に対する指導の基本的留意事項

委員は、猟銃の所持及び使用による危害防止を目的に、地域社会を基盤として、法第４条第１項第１号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者（以下「猟銃所持者」という。）に対する猟銃の操作や保管の方法等についての助言等の活動を行うものであることから、委員に対しては、当該目的を十分銘記させるとともに人格識見の向上並びに専門的知識及び技術の習得に努めさせることが必要である。

そのため、署長は、委員に対して、委員の心構え、活動上の留意事項等について、機会をとらえて積極的に指導する必要がある。

２　任期（規則第３条）

(1)　委員の任期は２年であり、再任を妨げない。

(2)　委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間となる。

３　活動区域

委員の活動区域は、推薦を受けた警察署の管轄区域に限定される。

４　委員の活動内容

法第第28条の２第２項第１号から第３号まで及び規則第４条各号に定める委

員の活動については次に掲げるところによるが、委員の活動は、常に次に掲げるものすべてを実施しなければならないわけではないので、署長は、管轄区域内で具体的に必要とされる活動を適宜指導するなど、制度の効果的な運用に努めること。

(1)　猟銃所持者に対し、その者が所持する猟銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言を行うこと。（法第28条の２第２項第１号）

ア　実施事項

猟銃の所持及び使用による危害を防止するため、猟銃所持者に対して、射撃技能向上のための実地指導、猟銃所持者のマナー向上に資する啓発活動、猟銃及び実包の保管方法等に関する必要な指導等を行わせる。

イ　具体例

○　活動区域内の狩猟現場において、猟銃の取扱いその他事故防止に関する事項に関して同行指導を行うこと。

○　猟銃所持者の自宅を訪問して、猟銃及び実包の保管方法に関して必要な指導を行うこと。

ウ　指導上の留意事項

これらの活動は、公安委員会が開催する講習会、猟銃所持者からの相談等の機会に行うのみならず、猟銃所持者に対して委員自身が積極的に働きかけて猟銃所持者の自宅に立ち寄るなど、多彩な方法により必要な助言を行わせること。

本活動の猟銃所持者の自宅への立ち寄りに際しては、猟銃所持者の氏名、住所等の個人情報が必要になることから、署長は委員に対して当該情報を必要に応じて提供すること。

(2)　警察職員が法第13条の規定により行う猟銃の検査に際し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力を行うこと。（法第28条の２第２項第２号）

ア　実施事項

法第13条の規定による、銃砲刀剣類の構造及び機能の検査については、猟銃を熟知している者として委員に警察職員の補助を行わせることが可能であるので、署情に応じて必要な検査の補助を行わせる。

イ　具体例

一斉検査時において警察職員が行う猟銃の構造等の検査の際に、銃身長の測定等の補助を行うこと。

ウ　指導上の留意事項

委員が所持許可を受けている種類以外の猟銃の取扱いをさせないように

すること。

また、一斉検査時における猟銃等による暴発事故の防止に十分注意すること。

(3)　猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力を行うこと。（法第28条の２第２項第３号）

ア　実施事項

猟銃所持者が構成する様々な民間団体（狩猟、スポーツ等のための銃砲関係団体）の活動への協力を行わせる。

イ　具体例

○　狩猟者用のハンターマップの作成に協力すること。

○　民間団体が行う各種講習会開催への協力を行うこと。

○　残弾処理のための射撃大会の開催等に協力すること。

ウ　指導上の留意事項

活動に当たっては、民間団体との緊密な連携を図らせること。

(4)　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第２条第10項に規定する狩猟期間内において、同法第11条第１項に規定する狩猟可能区域内の巡回を行うこと。（規則第４条第１号）

ア　実施事項

狩猟期間における猟銃事故等を防止するため、活動区域内の狩猟可能区域内の巡回を行わせる。

イ　具体例

狩猟可能区域において、適正な銃猟が行われているかどうかを点検するため巡回すること。

ウ　指導上の留意事項

巡回に当たっては、誤認による事故等を防止するために、識別の容易な色彩の服装をするよう指導するとともに、民間団体との連携を図らせること。

(5)　猟銃の所持及び使用による危害の防止に係る事項に関し、猟銃所持者の親族その他の関係者から相談に応じ、これらの者に対し、助言及び指導その他の援助を行うこと。（規則第４条第２号）

ア　実施事項

猟銃の所持及び使用による危害の防止に係る事項に関し、猟銃所持者の親族等からの相談に応じ助言・指導等を行わせることによって、事前にその危害を予防する。

イ　具体例

親族から猟銃所持者の生活態度に関する相談を受理し、同人に対して適正な助言・指導等を行うこと。

ウ　指導上の留意事項

(ｱ)　委員による助言・指導はあくまでも任意のものであることに留意するとともに、委員の氏名、住所等の周知徹底を図り、関係者が相談しやすい環境を整えること。

(ｲ)　同居親族等から相談を受理した場合は、法第29条に規定する申出制度の教示を行うとともに、相談内容に応じて猟銃所持者本人にも直接助言を行わせるよう指導すること。

(ｳ)　申出制度については、「銃砲刀剣類所持等取締法に基づく申出の取扱要領の制定について（通達甲）」（令和８年８月19日生企発第644号）を参照とされたい。

(6)　猟銃の所持及び使用による危害の防止に資する事項について広報及び啓発をすること。（規則第４条第３号）

ア　実施事項

猟銃の所持及び使用による危害の防止に資するため、猟銃所持者以外の住民等に広く広報啓発を行う。

イ　具体例

○　実際の事故・盗難事例等を紹介したチラシを配布し、注意喚起するなど、地域の実情に応じた広報啓発を行うこと。

○　関係団体の会合や講習会へ出席して、猟銃等の事件事項防止のための啓もう活動を行うこと。

ウ　指導上の留意事項

実際の事故・盗難事例を紹介するに当たっては、事故者の情報等の個人情報の取扱いに留意させること。

5　活動方法

(1)　人数

委員は、単独又は共同して活動を行うものとする。

(2)　活動の分担

委員は、委嘱された活動区域内全体においていずれの活動も行うことができるが、管内に複数の委員が委嘱されている場合は、委員の活動の効果が活動区域全体に効果的に及ぶよう、各委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を署長が調整すること。

6　委員の遵守事項の指導

署長は、委員に対して次の事項を遵守するよう十分指導するとともに、委員

がこれらの事項に違反したと認められるときは、当該委員を解嘱すべき場合を除いて、都度、必要な指導を行うこと。

(1)　関係者の正当な権利及び自由を害することのないようにすること。（規則第５条第１項）

ア　指導の趣旨

委員は、警察官とは異なり法令上特別な権限は認められておらず、あくまでも活動区域内の猟銃所持者その他の関係者の理解と協力を得ながらその活動を行う必要があるが、活動の性格上、その活動方法いかんによっては、他人の正当な権利及び自由を害する可能性もある。

イ　指導上の留意事項

「正当な権利及び自由を害する」活動には、刑罰法令に触れる行為はもとより、刑罰法令に触れなくとも憲法に保障された国民の権利及び自由を不当に侵害するような行為が含まれる。

関係者の正当な権利又は自由を害すると思われる行為の例として

○　相談において、相手が拒否したにもかかわらず、プライバシーにわたる事項について無理に聞き出そうとすること。

○　相談者の秘密を漏らすこと。

○　猟銃所持者の許可を得ずに自宅に上がり込み、銃の保管状況を確認又は質問すること。

などが考えられる。

(2)　政党又は政治的目的のためにその地位を利用しないこと。（規則第５条第２項）

ア　指導の趣旨

委員の活動が公務性を持つものであることから、その政治的な中立性を確保し、その信頼性を高めるために、政治的な地位利用が禁止されている。

イ　指導上の留意事項

(ｱ)　特別職に属する地方公務員たる委員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する政治的行為の制限の適用はないことから、本条の規定による指導を徹底し、いやしくも委員としての活動が選挙運動等に利用させることがないようにすること。

(ｲ)　「政党のため」とは、特定の政党を結成すること、特定の政党に加入すること、特定の政党を支持すること、特定の政党から脱退すること、特定の政党に反対することなどに資するとの意味である。

(ｳ)　「政治的目的のため」とは、公職の選挙において特定に候補者を支持

し、又はこれに反対すること、特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること、特定に政治的団体を支持し、又はこれに反対すること、政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対することなどに資するとの意味である。

(ｴ)　「その地位を利用する」とは、委員たる名称や委員としての活動に伴う影響力を使用又は行使することとの意味である。

政党又は政治的目的のためにその地位を利用する行為の例としては、

○　委員が地域の猟銃所持者に対して行う活動において、特定の政党又は候補者への支持を呼びかけること。

○　委員としての活動において猟銃の安全に関するチラシとともに、特定の政党の機関誌を配布すること。

などが考えられる。

7　猟銃安全指導委員証、腕章(規則第６条)

(1)　委員は、活動を行うに当たっては、規則別記様式第１号に定める様式の猟銃安全指導委員証を携帯し、関係者（活動の対象となる者）から請求があったときはこれを提示しなければならないこととされている。（規則第６条第１項）

(2)　委員は、活動を行うに当たっては、規則別記様式第２号に定める様式の腕章を用いなければならないこととされている。（規則第６条第２項）

(3)　委員に対しては、(1)(2)の指導を十分に行うこと。

(4)　猟銃安全指導委員証及び腕章にあっては、委員がその身分を失ったときはこれを返納させること。

8　委員に対する研修

法第28条の２第６項に規定する委員に対する研修は、県本部において、通達の基準に従って委嘱時研修及び定期研修を行う。

9　関係者に対する周知

署長は、公安委員会が委員を委嘱した場合は、警察署等の掲示板への掲示、機関誌等への掲載等の方法により、委嘱した委員の使命及び連絡先並びにその活動区域を、活動区域内の猟銃所持者その他の関係者に対して周知させること。

10　解嘱等

(1)　解嘱の要件

法第28条の２第７項各号に掲げる解嘱の要件に該当するか否かは次により判断し、該当する場合は、生活安全企画課を経由して報告すること。

ア　法第28条の２第１項各号の委嘱の要件のうち、いずれかの要件を欠くに至ったとき。（第１号）

イ　職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。（第２号）

(ｱ)　法第28条の２第４項、規則第５条第１項若しくは第２項若しくは第６条第１項若しくは第２項に規定される職務上の義務に違反し、又は正当な理由がなく、法第28条の２第２項各号及び規則第４条各号に規定する委員の活動を行うことを怠ったことが該当する。

(ｲ)　「活動を行うことを怠った」か否かの判断は、警察からの協力依頼に対し、特段の正当な理由がなくこれに応じないなど、具体的事情を考慮して、著しく活動が低調であるか否かにより判断するものとする。

ウ　委員たるにふさわしくない非行のあったとき（第３号）

刑罰法令に触れる行為又は委員としてふさわしくない反社会的・反道徳的な行為をしたときが該当する。

(2)　解嘱手続

委員を解嘱する場合には、委員の所在が不明である場合を除き、あらかじめ理由を通知し、当該委員に弁明の機会を与えること。（規則第８条）

ア　委員に対する通知は、解嘱の理由のほか、弁明を聴くための期日及び場所を記載した文書により行うこと。

イ　解嘱をしたときは、県規則別記第２号様式の解嘱状を交付すること。

ウ　署長は、公安委員会が委員を解嘱したときは、速やかに、当該委員の氏名及び活動区域並びに解嘱した日について、活動区域内の猟銃所持者その他関係者に周知すること。

(3)　辞職の承認

委員としての辞職を承認する場合には、県規則別記第３号様式の辞職承認通知書を交付する。この場合にあっては、署長は前記(2)ウの措置をとること。